資料編

1．各コミュニティの状況

二日市コミュニティ

愛・笑顔・活力のまち

1　行政区

都府楼団地、杉塚、塔原、六反、本町、入舟、宮田町、
京町、曙町、松ヶ浦、中央、栄町、昭和、鳥居、次田、
大門、大坪、湯町、武蔵、上古賀、天拝坂

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上（高齢化率）
14,719 世帯	30,714 人	13.5%	61.6%	24.9%

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

2　ひと・資源

行政区長	21 人	福祉委員	38 人
民生委員・児童委員	38 人	ふれあいサロン（高齢者）	20 カ所
主任児童委員	3 人	ふれあいサロン（子育て）	4 カ所

（令和 6 年 10 月 31 日現在）

3　市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 6 月 26 日 14 時 00 分～開催、二日市コミュニティセンター

地域の課題

○子どもの見守り、あいさつ	○認知症（予備軍）が増加
○若い世帯と高齢世帯の交流が少ない	○世代を問わず自由に集まれる場所が必要
○公民館の利用が少ない	○次世代の人がいない
○地域の清掃が行き届いていない	○老人世帯、一人暮らしの高齢者が増えていく
○避難場所がわからない	○老々家庭の病気や介護が負担で疲れているように思う

■ワークショップの様子

めざす地域の姿

★子どもからお年寄りまですべての人が笑顔とあいさつがいきかうまち
★だれもが健康で安全、安心して暮らせる地域
★皆が笑顔で集う街（地域）
★全世代が交流し、安心できる、きれいな地域

地域の強み

○隣組の結束力	○近くに商業施設が多くある
○祭りが多い	○民生委員の活動を行政区で支援
○学校との連携が強い	○シニア活動がある
○交通の便がよい（JR、西鉄）	○まとまりが良く協力的である
○人口が増えている	○自然、歴史がある

私たちができること

○子どもの見守り	○隣組の小さい集団の交流会をつくる
○子ども、高齢者が一緒に活動する場所を作る	○高齢の男性の集まりをつくる
○子ども食堂を広める	○高齢者にも役割を持ってもらう
○公民館での料理教室	

二日市東コミュニティ

みんな笑顔でつながる安心のまち

1　行政区

紫、天神、東町、旭町、東新町、紫ヶ丘、俗明院、石崎、
針摺、針摺東、若葉団地、中原団地、朝倉街道団地

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上（高齢化率）
10,025 世帯	21,059 人	13.7%	60.8%	25.5%

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

2　ひと・資源

行政区長	13 人	福祉委員	34 人
民生委員・児童委員	23 人	ふれあいサロン（高齢者）	11 カ所
主任児童委員	2 人	ふれあいサロン（子育て）	4 カ所

（令和 6 年 10 月 31 日現在）

3　市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 7 月 2 日 14 時 00 分～開催、二日市東コミュニティセンター

地域の課題

○一人住まい高齢者の孤立（足腰が悪くサロンなどに誘っても出かけたがらない）	○世代間のつながりの希薄化
○マンションが増えて若い人達と高齢者の接点が少なくなってきている気がする	○町内会、子ども会などに参加しない人が増えた
○古いマンションの住民の高齢化	○地域を支える若い人が少ない
○声かけなどをしようと思っても不審者に見られる	○少子化による子どもの減少
○地域サークルの参加者が少ない	○サロンの参加者が特定していて新規参入が少ない

■ワークショップの様子

めざす地域の姿

★みんなが安心して暮らせる街
★あいさつが響く街
★人と人がつながるまち
★だれでも集まる場所があるまち
★子育てしやすい筑紫野市！
★笑顔あふれる紫ヶ丘
★住民が地域に出て交流するまち

地域の強み

○小学校が近い、子どもたちをみられる	○困った時、民生委員などに相談できる人が多い
○市役所が近いので相談ができる	○区長、民生委員、福祉委員で話し合いの場を設けている
○病院が近くに多い、スーパーが近い	○高齢者に対する支援が多いと思う
○交通の便が良い（西鉄、ＪＲ、バス）	○包括支援センターとの連絡が密
○公民館活動が多い	

私たちができること

○有償ボランティアの検討、ポイント制度	○公民館等で子ども学習の場をつくる
○子ども食堂の拡大（先行している地域に習う）	○公民館の利用活用の拡大
○子育てサロンの拡大を図る	○今あるものを活かす

山口コミュニティ

自然も豊か　人も豊かに
みんなでつくる
笑顔のコミュニティ　やまぐち

1　行政区

平等寺、山口、萩原、古賀、立明寺、むさしヶ丘

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上（高齢化率）
2,405 世帯	5,374 人	13.9%	50.3%	35.8%

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

2　ひと・資源

行政区長	6 人	福祉委員	24 人
民生委員・児童委員	9 人	ふれあいサロン（高齢者）	6 カ所
主任児童委員	2 人	ふれあいサロン（子育て）	－ カ所

（令和 6 年 10 月 31 日現在）

3　市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 7 月 9 日 14 時 00 分～開催、山口コミュニティセンター

地域の課題

○高齢者の引きこもり	○独居の高齢者の災害時の家族への連絡
○老々介護の増加	○災害時に避難する手段
○少子化	○福祉委員や見守り隊の高齢化
○若い方々との関わり	○障がい者（児）の見守りと親への支援
○交流が少ない	○認知症かなと思う方への介入が難しい

■ワークショップの様子

めざす地域の姿

★みんなが住みつづけたいまちむさしヶ丘
★みんなが元気な萩原
★便利で安全安心な高齢社会
★子ども、障がい者、高齢者にやさしくあいさつや声かけがとびかう古賀地区
★魅力ある地域になることより人口が増えてこれからの問題は少しずつ～
★おとしよりと子どもの笑い声！！若い人～高齢者が住みやすい街立明寺

地域の強み

○高齢者が住みやすい地域	○生活お助け隊の発足
○高齢者が元気	○隣組加入率の高さを維持（連絡網）
○いきいきサロンに人が多い	○子ども会、隣組寄合い

私たちができること

○夏まつりの更なる活性化	○フレイル予防のためみんなで体操をする
○いきいきサロンを続け、憩いの場に	○通学路の整備
○公民館を相談室へ	○空き家に移住しやすいように地域の雰囲気づくり
○助け合い、気配り、目配り	○災害時の声かけ
○プチサロンを各丁目につくる	○高齢者ボランティアを増やす

御笠コミュニティ

住みたい　住み続けたい
明るい御笠のまちづくり

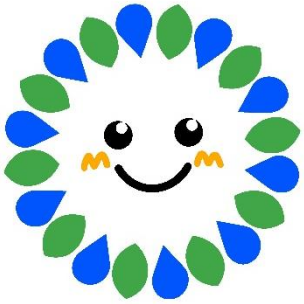

1　行政区

柚須原、香園、本道寺、大石、原、宮の森、ゴルフ場団地、
みかさ台、西吉木、東吉木、上阿志岐東、上阿志岐西、
中阿志岐、下阿志岐、天山、牛島

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上（高齢化率）
4,321 世帯	9,688 人	11.3%	51.5%	37.2%

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

2　ひと・資源

行政区長	16 人	福祉委員	30 人
民生委員・児童委員	18 人	ふれあいサロン（高齢者）	14 カ所
主任児童委員	2 人	ふれあいサロン（子育て）	1 カ所

（令和 6 年 10 月 31 日現在）

3　市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 6 月 17 日 19 時 00 分～開催、御笠コミュニティセンター

地域の課題

○回覧板や町内広報への関心が低い	○免許証返納により移動手段がない人が増える
○公民館活動が少ない	○子どものいない自治会
○地域福祉への意識向上が必要	○集中多雨のため、水害（堤防の決壊）が心配
○居場所作り（子ども、大人）	○住民の減少
○若手のボランティアが育たない	○個人の入院や身体状況などの情報がなく見守りが難しい

■ワークショップの様子

めざす地域の姿

★しっかり子育て応援・高齢者支援でみんなで住みやすい地域を作りたい！！
★高齢者が幸せと感じるような地域
★定年後の高齢者が地域を活性化する地域社会
★住んでるだけで HAPPY！になるまちづくり
★幸福度 No.1 のまち！！　このまちに住んで幸せだったと思える地域
★御笠地域に住んで良かった

地域の強み

○地域住民のつながり	○災害支援の組織化ができている
○同世代であればみんな知り合い	○比較的元気な高齢者が多い
○自然の豊かさ、歴史、文化	○子どもが遊ぶ広場がある
○青パトでの見守り（通学、高齢者散歩等）	○お互いに見守りしながらの散歩ができる

私たちができること

○老若男女が集える場を広くつくる	○近くへの送迎
○スポーツの集い	○話す機会を少しでも多く持つ（気楽に話せる関係になる）
○移住のまちをめざす	○ワークショップで「はじめまして」の挨拶からのつながり
○地域の魅力を発信	○「文化遺産」を中学生ボランティアで清掃活動を行う
○自治会バスの充実（オンデマンド、コースを増やすなど）	

山家コミュニティ

山家はひとつ！
自然と歴史に育まれる
安全安心のまちづくり・ひとづくり

1　行政区

山家１区、山家２区、山家３区、山家中央区、
山家６区、山家７区、山家８区、山家９区

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上（高齢化率）
1,151 世帯	2,625 人	13.2%	54.2%	32.6%

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

2　ひと・資源

行政区長	８人	福祉委員	８人
民生委員・児童委員	８人	ふれあいサロン（高齢者）	８カ所
主任児童委員	１人	ふれあいサロン（子育て）	－カ所

（令和 6 年 10 月 31 日現在）

3　市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 7 月 18 日 19 時 00 分～開催、山家コミュニティセンター

地域の課題

○交通の便	○高齢者の一人暮らしの方が多い
○集まる場所がない	○若い世代が少ない
○地域の行事が少ない	○地域が広く家が点在
○積極的に地域に関わる人が少ない	○見守りが必要な世代は多い（人数）が見守る側の世代が少ない
○引きこもりがちな方の手助けをどうするか	○災害時の避難場所の確認、声掛け

■ワークショップの様子

めざす地域の姿

★行政からの応援を受けて災害に強い１・２区
★つながり合う地域
★こどももおとなも笑いあえるまち
★元気で笑顔の地域
★高齢者が安心していきいきして暮らせるまち
★皆が住みたくなる地域
★いろんな世代が交流できる街づくり（あかちゃんからじいじ、ばあばまで）

地域の強み

○サロン活動	○公立の幼稚園がある
○組ごとのまとまり、助け合いがある	○グループホームがある
○小学生の元気なあいさつ	○元気な高齢者が多い

私たちができること

○若い世代が参加したくなる催し	○近所つき合いを強化
○交流の場、通いの場を作る	○元気にあいさつ
○年寄りから子どもまで遊べる公園をつくる	○中高生のボランティア活動を活用
○地域の環境を活かした地域にする	○地域で収益事業を行う
○自然の風景をもっと知ってもらい、人を呼びこむ	○防災訓練で地区をまとめる

筑紫コミュニティ

子どもたちに誇れる
よかまちづくり

1　行政区

城山、筑紫、筑紫駅前通、若江、下見一、美咲
岡田、諸田、常松、永岡、桜台

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上（高齢化率）
8,197 世帯	18,963 人	16.8%	60.1%	23.1%

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

2　ひと・資源

行政区長	11 人	福祉委員	51 人
民生委員・児童委員	18 人	ふれあいサロン（高齢者）	9 カ所
主任児童委員	1 人	ふれあいサロン（子育て）	5 カ所

（令和 6 年 10 月 31 日現在）

3　市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 6 月 22 日 13 時 30 分～開催、筑紫コミュニティセンター

地域の課題

○高齢化	○地域への愛着の意識が薄い
○子どもの遊び場が少ない	○見守りするための情報が不足
○子ども会入会者の減少	○町内会役員への成り手が少ない
○行事の参加率が低い	○近所との付き合いが薄い
○伝承行事の受け継ぎができていない	○自治会入会者が減少

■ワークショップの様子

めざす地域の姿

★守り合い助け合える地域　永岡
★明るい顔が見える地域
★子ども、大人、高齢者、障がいのある方みんな
★つながり支え合うさくらだい
★目くばり・気くばり・思いやり地域
★活気あふれる地域生活
★子どもも大人も笑顔で暮らせる地域

地域の強み

○自治区の行事が沢山ある	○安心ポットでの見守り
○古くからの住民による伝統と団結がある	○サロン活動
○町内で「支え合いづくり」を進めている	○緑が多く美しい町並み
○地域づくりを課題として取り組んできた	○ボランティアの人が多い

私たちができること

○行事の企画立案から準備、本番までみんなで協力	○地域での行事等に積極的に参加
○サークル活動で仲間づくり	○組ごとに交流会を開く
○若者の地域参加	○高齢者には外に出てもらう（健康体操、グラウンドゴルフ）
○子どもたちにも声かけ、地域行事にも参加してもらう	○地域主催のボランティア活動があるといい

筑紫南コミュニティ

住みやすい　住んでよかった
住み続けたい　スマイルタウン　筑紫南

1　行政区

原田、隈、西小田、光が丘、馬市、美しが丘北、美しが丘南

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上（高齢化率）
7,345 世帯	18,028 人	14.7%	60.4%	24.9%

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

2　ひと・資源

行政区長	7 人	福祉委員	16 人
民生委員・児童委員	15 人	ふれあいサロン（高齢者）	6 カ所
主任児童委員	2 人	ふれあいサロン（子育て）	5 カ所

（令和 6 年 10 月 31 日現在）

3　市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 6 月 8 日 16 時 00 分～開催、筑紫南コミュニティセンター

地域の課題

○要援護者への支援の在り方	○区で皆が参加できる行事等が少ない
○独居高齢者への見守り・支援	○隣組単位での交流イベントの発案が必要
○隣近所、関心が薄い、声掛けに遠慮	○地域活動に参加する人がいつも同じ人
○担い手不足	○地域活動に参加する人が若い人が少ない
○地元の人が多く、転入者が少ない	○健康への意識

■ワークショップの様子

めざす地域の姿

★安心して住める町
★つながりのある光が丘
★高齢者が力を発揮し、元気に過ごせる地域
★安全で住みたくなるような地域
★若い人の関わりが増え高齢化しても活気があり、助け合っていくまち 交通の便が良く、自主財源を生み出せるまち

地域の強み

○自由な活動の提案ができる	○公園あり、緑豊か、花いっぱい
○新しい事に積極的に取り組める	○みんなの顔を知っていてあいさつが出来る
○季節の行事が活発	○福祉活動が活発
○地域活動に積極的・協力的な人が多い	○高齢者の趣味活動が盛ん

私たちができること

○色々な人が活動できる場を提供	○防災施設の整備
○子どもたちは地域で育てる	○自治会役員の世代交代
○行政と自治会のつながり強化	○地域の活動に新しい発想を取り入れる
○年齢層にあった会合の場	○地元事業者との連携

２．調査結果概要

（１）地域福祉に関する市民アンケート調査

① 性別（単数回答）

	件数	(全体)%
男性	511	38.7
女性	760	57.5
選べない・答えたくない	8	0.6
無回答	42	3.2
合計	1321	100

② 年齢（単数回答）

	件数	(全体)%
18歳～19歳	14	1.1
20歳～29歳	80	6.1
30歳～39歳	128	9.7
40歳～49歳	202	15.3
50歳～59歳	196	14.8
60歳～69歳	271	20.5
70歳～79歳	302	22.9
80歳以上	120	9.1
無回答	8	0.6
合計	1321	100

③ 職業（単数回答）

	件数	(全体)%
会社員	371	28.1
公務員	47	3.6
自営業	64	4.8
家事専業	175	13.2
学生	36	2.7
パート・アルバイト	203	15.4
無職	358	27.1
その他	53	4.0
無回答	14	1.1
合計	1321	100

④ 居住地区（単数回答）

	件数	(全体)%
二日市コミュニティ	271	20.5
二日市東コミュニティ	198	15.0
山口コミュニティ	67	5.1
御笠コミュニティ	92	7.0
山家コミュニティ	33	2.5
筑紫コミュニティ	245	18.5
筑紫南コミュニティ	198	15.0
分からない	177	13.4
無回答	40	3.0
合計	1321	100

⑤ 普段の生活で、どんな悩みや不安を感じているか（複数回答）

あなたは、普段の生活で、どんな悩みや不安を感じていますかとたずねたところ、「自分や家族の老後のこと」が 55.5%で最も高く、次いで「自分や家族の健康状態のこと」（55.3%）、「経済（生計）に関すること」（33.0%）と続いています。

	件数	(全体)%
自分や家族の老後のこと	733	55.5
自分や家族の健康状態のこと	731	55.3
経済（生計）に関すること	436	33.0
災害時の備えに関すること	295	22.3
介護に関すること	281	21.3
住宅に関すること	189	14.3
子育てに関すること	165	12.5
仕事・就職に関すること	148	11.2
地域の防犯・治安に関すること	135	10.2
生きがいに関すること	119	9.0
隣近所づきあいに関すること	103	7.8
（家族友人など）人間関係に関すること	90	6.8
学校や成績に関すること	54	4.1
孤独であること	33	2.5
その他	35	2.6
悩みや不安はない	110	8.3
無回答	10	0.8
合計	1321	―

⑥ 悩みや不安のことで相談できる相手はいるか（単数回答）

あなたは、普段の生活で感じている悩みや不安のことで相談できる相手はいますかとたずねたところ、「いる」と回答した人の割合は 86.6%となっています。一方で「いない」と回答した人の割合は 12.3%となっています。

	件数	(全体)%
いる	1144	86.6
いない	162	12.3
無回答	15	1.1
合計	1321	100

⑦ 具体的な相談相手（複数回答）

普段の生活で感じている悩みや不安のことで相談できる相手が「いる」と回答した人に、具体的な相談相手を以下の中から選んでくださいとたずねたところ、「配偶者（事実婚を含む）」が61.0%で最も高く、次いで「子ども」(35.8%)、「友人・知人」(32.6%)と続いています。

	件数	(全体)%
配偶者（事実婚を含む）	698	61.0
子ども	410	35.8
友人・知人	373	32.6
親	318	27.8
兄弟姉妹	286	25.0
職場の上司、同僚	83	7.3
親戚	75	6.6
医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師など）	59	5.2
近所の人	54	4.7
地域包括支援センターの職員	20	1.7
社会福祉施設の職員	20	1.7
民生員・児童委員	14	1.2
市役所の職員	8	0.7
自治会・コミュニティの役員	6	0.5
福祉委員	3	0.3
社会福祉協議会の職員	2	0.2
相談しない	2	0.2
その他	15	1.3
無回答	8	0.7
合計	1144	―

⑧ 民生委員・児童委員の認知度（単数回答）

あなたのお住まいの地域の民生委員・児童委員を知っていますかとたずねたところ、「はい」と回答した人の割合は 31.6%となっています。一方で「いいえ」と回答した人の割合は 67.4%となっています。

	件数	(全体)%
はい	417	31.6
いいえ	890	67.4
無回答	14	1.1
合計	1321	100

⑨ 知っている民生委員・児童委員の活動内容（複数回答）

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域でさまざまな活動を行っています。民生委員・児童委員の活動内容について、知っているものを選んでくださいとたずねたところ、「高齢者の支援や訪問活動」が 55.0%で最も高く、次いで「いずれも知らない」(33.0%)、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」(30.4%)と続いています。

	件数	(全体)%
高齢者の支援や訪問活動	726	55.0
いずれも知らない	436	33.0
日常生活の悩みや心配ごとの相談	402	30.4
児童に関する相談	290	22.0
保健福祉に関する情報提供	234	17.7
無回答	41	3.1
合計	1321	―

⑩ 福祉サービスに関する情報をどこから得ているか（複数回答）

あなたは福祉サービスに関する情報をどこから得ていますかとたずねたところ、「「広報ちくしの」や市ホームページ」が 70.9%で最も高く、次いで「新聞やテレビなどの報道」(17.2%)、「情報を得ていない、情報を必要としていない」(11.9%)と続いています。

	件数	(全体)%
「広報ちくしの」や市ホームページ	936	70.9
新聞やテレビなどの報道	227	17.2
社会福祉協議会の広報紙「ちくしの福祉だより」や社協ホームページ	148	11.2
市役所やコミュニティセンターの窓口	124	9.4
SNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE）	94	7.1
福祉サービス事業所または介護支援専門員（ケアマネジャー）	78	5.9
医療機関（医師・看護師など）や薬局（薬剤師）	77	5.8
総合保健福祉センター「カミーリヤ」	62	4.7
民生委員・児童委員	57	4.3
地域包括支援センター	37	2.8
その他	32	2.4
情報を得ていない、情報を必要としていない	157	11.9
無回答	19	1.4
合計	1321	―

⑪ 福祉に関する情報を、どのような方法で知りたいか（複数回答）

あなたは市の福祉に関する情報を、どのような方法で知りたいと思いますかとたずねたところ、「市広報紙「広報ちくしの」」が 74.3%で最も高く、次いで「市ホームページ」(35.1%)、「回覧板」(32.2%)と続いています。

	件数	(全体)%
市広報紙「広報ちくしの」	981	74.3
市ホームページ	464	35.1
回覧板	425	32.2
市公式SNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE）	236	17.9
その他	18	1.4
無回答	27	2.0
合計	1321	―

⑫ どの程度近所付き合いしているか（単数回答）

あなたは、普段近所の人とどの程度の付き合いをしていますかとたずねたところ、「会えばあいさつするが、それ以上の話などはしない」が 32.9%で最も高く、次いで「たまに立ち話する程度」(20.4%)、「自治会や隣近所の行事の時だけ付き合う」(16.9%)と続いています。

	件数	(全体)%
困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談したり、助け合ったりするなど、親しく付き合っている家庭がある	214	16.2
自治会や隣近所の行事の時だけ付き合う	223	16.9
たまに立ち話する程度	269	20.4
会えばあいさつするが、それ以上の話などはしない	434	32.9
付き合いがほとんどない	137	10.4
無回答	44	3.3
合計	1321	100

⑬ 付き合いがほとんどない理由（単数回答）

「会えばあいさつするが、それ以上の話などはしない」「付き合いがほとんどない」と回答した人に付き合いがほとんどないのはなぜですかとたずねたところ、「関わる機会や時間がないから」が 28.4%で最も高く、次いで「あまり知らないから」(18.2%)、「特に必要を感じないから」(15.4%)と続いています。

	件数	(全体)%
あまり知らないから	104	18.2
関わる機会や時間がないから	162	28.4
特に必要を感じないから	88	15.4
付き合いがわずらわしいから	24	4.2
人との付き合いが苦手だから	37	6.5
付き合いをしたいが、どうしたらよいか分からないから	7	1.2
特に理由はない	80	14.0
その他	30	5.3
無回答	39	6.8
合計	571	100

⑭ 地域での人との関わりについての考え方（単数回答）

地域での人との関わりについて、あなたの考えに近いものを選んでくださいとたずねたところ、「近所を中心に助け合いや付き合いを大切にしたい」が 29.6%で最も高く、次いで「時間的に余裕のある人、やる気のある人が地域と関わる方がよい」(15.2%)、「参加したいが、時間的に余裕がない」(15.1%)と続いています。

	件数	(全体)%
近所を中心に助け合いや付き合いを大切にしたい	391	29.6
地域をよくする活動に参加していきたい	122	9.2
時間的に余裕のある人、やる気のある人が地域と関わる方がよい	201	15.2
隣近所の協力はあてにできないので、自分のことは自分でする	103	7.8
参加したいが、時間的に余裕がない	200	15.1
自分の生活・時間を大切にしたいので、関わりを持ちたくない	143	10.8
考えに近いものはない	89	6.7
無回答	72	5.5
合計	1321	100

⑮ 現在、ボランティア活動に参加しているか（単数回答）

あなたは、現在、ボランティア活動に参加していますかとたずねたところ、「参加していないし、今後も参加したいとは思わない」が 44.9%で最も高く、次いで「参加していないが、今後は参加したい」(24.0%)、「以前は参加したことがあるが、現在は参加していない」(14.8%)と続いています。

	件数	(全体)%
参加している	109	8.3
以前は参加したことがあるが、現在は参加していない	196	14.8
参加していないが、今後は参加したい	317	24.0
参加していないし、今後も参加したいとは思わない	593	44.9
その他	68	5.1
無回答	38	2.9
合計	1321	100

⑯ ボランティア活動に参加したいと思わない（できない）理由（複数回答）

ボランティア活動に「参加していないし、今後も参加したいとは思わない」を選んだ人にボランティア活動に参加したいと思わない（できない）のはなぜですかとたずねたところ、「時間や収入にゆとりがないから」が 39.0%で最も高く、次いで「自分の健康状態がよくないから」(28.0%)、「家族の介護や、子どもの面倒など他にやることがあるから」(23.1%)と続いています。

	件数	(全体)%
時間や収入にゆとりがないから	231	39.0
自分の健康状態がよくないから	166	28.0
家族の介護や、子どもの面倒など他にやることがあるから	137	23.1
何を、いつ、どこでやっているのか分からないから	106	17.9
簡単にできるものがないから	56	9.4
一緒に活動する仲間や友人がいないから	54	9.1
わずかな時間（２～３時間）でできるものがないから	20	3.4
ボランティア講座など、知識や技術を学べる機会や体験の機会がないから	19	3.2
家の近くではできないから	11	1.9
趣味や特技が生かされないから	10	1.7
その他	42	7.1
無回答	9	1.5
合計	593	―

⑰ 災害が発生したとき・発生する恐れがある時（災害時）に、地域で何が一番必要か（単数回答）

あなたは、災害が発生したとき・発生する恐れがある時（災害時）に、地域で何が一番必要と思いますかとたずねたところ、「隣近所・隣組の助け合い」が 38.8%で最も高く、次いで「市の防災対策を充実」(25.7%)、「災害に備えた日頃の訓練」(15.1%)と続いています。

	件数	(全体)%
隣近所・隣組の助け合い	513	38.8
災害に備えた日頃の訓練	200	15.1
地域の自主防災組織（自主防災会）の充実	92	7.0
市の防災対策を充実	340	25.7
分からない	111	8.4
その他	12	0.9
無回答	53	4.0
合計	1321	100

⑱ 成年後見制度の認知度（単数回答）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などによって、判断能力が十分でない人の財産と権利を守る「成年後見制度」について、知っていますかとたずねたところ、「ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている」が 42.0%で最も高く、次いで「ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない」(40.3%)、「ことばも制度も知らない」(15.9%)と続いています。

	件数	(全体)%
ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている	555	42.0
ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない	533	40.3
ことばも制度も知らない	210	15.9
無回答	23	1.7
合計	1321	100

⑲ 「筑紫野市社会福祉協議会」（社協）の認知度（単数回答）

あなたは「筑紫野市社会福祉協議会」（社協）を知っていますかとたずねたところ、「業務内容など詳しく知っている」「場所など、ある程度は知っている」と回答した人の割合は 28.5%となっています。一方で「あまり知らない」「まったく知らない」と回答した人の割合は 69.9%となっています。

	件数	(全体)%
業務内容など詳しく知っている	75	5.7
場所など、ある程度は知っている	301	22.8
あまり知らない	666	50.4
まったく知らない	258	19.5
無回答	21	1.6
合計	1321	100

⑳ 「ちくしの福祉だより」の認知度（単数回答）

あなたは社協が発行し、年 4 回全世帯に配布する「ちくしの福祉だより」を知っていますかとたずねたところ、「毎号、読んでいる」「関心のあるところだけ読む」と回答した人の割合は 56.6%となっています。一方で「あまり読まない」「まったく知らない」と回答した人の割合は 41.9%となっています。

	件数	(全体)%
毎号、読んでいる	185	14.0
関心のあるところだけ読む	563	42.6
あまり読まない	380	28.8
まったく知らない	173	13.1
無回答	20	1.5
合計	1321	100

（２）団体アンケート調査

① 団体の活動上の困りごとについて（複数回答）

項目	回答団体数	割合
新しい取り組みができない	5	25.0%
他の団体と交流する機会が少ない	3	15.0%
新しい会員、利用者が入らない	10	50.0%
後継者が育たない	11	55.0%
活動の場所の確保が難しい	5	25.0%
活動資金が足りない	3	15.0%
情報発信する場や機会が乏しい	3	15.0%
支援を必要とする人の情報が得にくい	7	35.0%
その他	2	10.0%
特に困ったことはない	2	10.0%

○困りごとの具体的内容（自由記述）の結果概要

上記の設問で最も回答数が多かったのは、「後継者が育たない」という回答であり、その内容は、「会員の高齢化と後継者の育成に困っている」といった意見が多くありました。次いで多かった「新しい会員、利用者が入らない」という回答についての具体的な内容としては、「社会が高齢になるまで働けるようになり、人材が集まらない」「新規会員の継続した活動へのサポートも課題」「役員のなり手がない」といった意見がありました。

② 行政、社協との連携について

本市（行政）や社会福祉協議会と連携・協力できたらよいと思うこと、取り組みなどについて問う設問では、日頃からの連携・協力体制づくりをしていきたいといった意見や、地域の実態の把握、取り組みへのアドバイスや情報提供をしてほしいという意見が多く挙がりました。

また、団体の活動意義を市民に理解してもらえるように、情報発信を求める意見も多く出ました。

③ 団体から見た地域課題と解決に必要なことについて

団体の経験してきた地域課題や、今後起こりうることとして懸念している課題など、地域課題について問う設問では、「支援が必要な人とつながりを持つきっかけがない」「地域での人のつながりが希薄化している」など、つながりの必要性に関する意見が多く見られ、解決策としては、団体活動の情報発信等が必要という意見が出ました。

また、複合的課題について「介入や解決が難しい場合もあり、また新しい問題に対してはどのような支援が良いか困ることもある」といった、支援の難しさについての意見も多くありました。解決策は、様々な機関や関係者がつながることが必要であるという回答でした。

また、「困っている人がいるかもしれないが、個人情報や人権問題の関係で踏み込めない」など、支援に必要な情報収集が困難であるとの意見も出ました。

課題	解決に必要なこと
つながりの必要性	情報発信、地域共生社会の実現を目指した取り組み
会員・利用者数の減少・人材不足	広報活動（チラシ・広報誌の配布、SNS、ホームページ等）、知人・友人への声掛け、活動への理解促進、ボランティア会員への支援
複合的な課題への対応	他機関や他の地域同士の連携
問題の状況がわかりにくい･情報収集が困難	相手に寄り添うコミュニケーション、さりげない見守りと支援
会員の高齢化	－
介護者へのサポートやケア	相談体制、介護者への情報提供、地域全体で支え合う体制づくり
障がい者の親亡き後の支援	支援制度の拡充、アウトリーチを行うためのネットワークづくり、マンパワーの確保、関係団体間の調整
妊産婦のサポート	国や企業の制度
児童虐待・不登校の件数の増加	－
継続的な支援の難しさ	子どもの居場所づくり

④ 今後の地域福祉の推進のため重要と認識していること

今後の地域福祉の推進のため重要と認識していることについて問う設問では、「制度の拡充や環境づくり（移動支援、孤立対策、障がい者・高齢者への配慮など）」「相談窓口の充実化」「活動への関心と理解」「市民への福祉に関する制度等の周知・啓発」「情報共有、連携・協力体制」等の意見が出ました。

【結果概要】

内容	主な意見
制度の拡充や環境づくり（移動支援、孤立対策、障がい者・高齢者への配慮など）	○運転免許証返納も進んでおり、高齢者が買い物や病院などに行くことが困難になっている。地域バスの利便性を高めてほしい。 ○障がい者に限らず、高齢者もいきいきと暮らせる住みやすい町、コミュニティ作り。また若者が定着するような魅力あるまちになっていけばと思う。最後まで寂しい思いをさせたくない。 ○乳幼児の子育て中の人が孤立しがちです。子育て中の人たちのつながりができる場所が増えると良いと思います。
相談窓口の充実化	○困った時に相談できるわかりやすい窓口があり、担当の部署にすぐつながることが大事。
活動への関心と理解	○市民の皆さんに関心を持っていただき、活動の必要性を理解していただいて、気軽に参加できるようになればと思います。
市民への福祉に関する制度等の周知・啓発	○一般市民向けの福祉に関する研修会や講座などが足りない。例えば高齢者に対し生活のヒントになるような事を知らせていく必要がある。
情報共有、連携・協力体制	○行政や他施設との情報交換の場が重要だと思います。

３．計画策定までの経緯

開催日時	内　容
令和６年 ２月 １日	令和５年度第２回地域福祉計画等推進委員会 ・計画策定について ・市民アンケートについて
３月 １日	市民アンケート調査の実施（～令和６年３月 25 日）
４月 10 日	団体アンケート調査の実施(～令和６年５月 10 日)
６月 ８日	市民ワークショップの実施（筑紫南コミュニティ）
６月 17 日	市民ワークショップの実施（御笠コミュニティ）
６月 22 日	市民ワークショップの実施（筑紫コミュニティ）
６月 26 日	市民ワークショップの実施（二日市コミュニティ）
７月 ２日	市民ワークショップの実施（二日市東コミュニティ）
７月 ５日	令和６年度第１回地域福祉計画等推進委員会 ・市民アンケート調査及び団体アンケート調査の結果報告
７月 ９日	市民ワークショップの実施（山口コミュニティ）
７月 18 日	市民ワークショップの実施（山家コミュニティ）
８月 20 日	庁内関係課ヒアリング ・各事業の今後の方向性について
10 月 18 日	令和６年度第２回地域福祉計画等推進委員会 ・計画の策定にあたっての基本的考え方について ・地域福祉市民ワークショップの結果報告 ・第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系案について
11 月 22 日	令和６年度第３回地域福祉計画等推進委員会 ・第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の内容について（第１章から第４章までの内容確認）
11 月 29 日	令和６年度第４回地域福祉計画等推進委員会 ・第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の内容について（第４章から第６章までの内容確認）
12 月 20 日	令和６年度第５回地域福祉計画等推進委員会 ・第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（修正案）の内容について
令和７年１月 14 日	パブリックコメント（市民への意見募集）の実施 （～令和７年２月１４日）
令和７年３月 11 日	令和６年度第６回地域福祉計画等推進委員会 ・パブリックコメントの結果報告及び計画案の最終確認

４．筑紫野市地域福祉計画等推進委員会

（敬称略）

委　　員	依頼団体名	氏　　名	備　　考
識見を有する者	筑紫女学園大学	山﨑（やまさき）　安則（やすのり）	会長
福祉団体等の代表者	筑紫野市民生委員児童委員連合会	岡田（おかだ）　節男（せつお）	副会長
市　　民	公募市民	山口（やまぐち）　尚子（なおこ）	
		内川（うちかわ）　静江（しずえ）	
福祉団体等の代表者	筑紫野市社会福祉協議会	市川（いちかわ）　隆利（たかとし）	
	筑紫野市シニアクラブ連合会	島村（しまむら）　紀生（みちお）	
	筑紫野市身体障害者福祉協会	溝田（みぞた）　喜彦（よしひこ）	
	筑紫野市立学校ＰＴＡ協議会	村上（むらかみ）　友美（ともみ）	令和６年４月１日委嘱
	筑紫野市立小中学校長会（阿志岐小学校）	小林（こばやし）　一仁（かずひと）	令和６年４月１日委嘱
社会福祉施設の代表者	介護付き老人ホームケアハウス菜和	山田（やまだ）　泰三（たいぞう）	
	地域包括支援センターむさし	仲西（なかにし）　和代（かずよ）	
住民組織の代表者地域コミュニティに推薦を受けた者	二日市コミュニティ運営協議会	井手（いで）　文子（あやこ）	
医療機関の代表者	社団法人筑紫医師会	中村（なかむら）　宏（ひろし）	令和６年10月18日委嘱
その他市長が必要と認める者	筑紫野警察署	飯沼（いいぬま）　安紀子（あきこ）	
	部落解放同盟筑紫地区協議会	久保（くぼ）　沙織（さおり）	令和６年10月18日委嘱
	計	15人	

（任期：令和５年６月１日から令和７年５月31日まで）

５．筑紫野市地域福祉推進条例

（平成22年６月29日条例第27号）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　基本理念等（第３条－第８条）
第３章　基本計画（第９条）
第４章　地域福祉を推進するための仕組み（第10条－第15条）
第５章　福祉サービスの充実（第16条－第23条）
第６章　福祉意識の醸成等（第24条－第26条）
第７章　災害時要援護者に対する支援（第27条・第28条）
第８章　まちづくり施設の整備（第29条）
第９章　筑紫野市地域福祉計画等推進委員会（第30条－第41条）
第10章　雑則（第42条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、筑紫野市の地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の基本的な事項を定め、市民、市、事業者等の役割を明確にし、地域福祉に関する仕組みを制度として定めることにより、地域福祉を推進し、もってすべての市民が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせる協働と共生のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　市民　市内に住所を有する者、居住する者その他市内に地域福祉に関する活動の拠点を置き当該活動を行うものをいう。

（２）　市　市民が負託した機関として議会及び市長等（行政サービスを行う市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。）を始めその職員を含めたものをいう。）により運営される団体で、地方自治法（昭和22年法律第67号）により、普通地方公共団体として位置付けられる筑紫野市をいう。

（3） 事業者　社会福祉を目的とする事業を行う者をいう。

（4） 社会福祉協議会　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第109条の規定に基づき設立された社会福祉法人で、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会をいう。

（5） ボランティア　社会福祉に関して自発的な活動を行うものをいう。

（6） 福祉活動を行う者　民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）の規定により筑紫野市を区域として設置された者をいう。）、児童委員並びに主任児童委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により筑紫野市を区域として設置された者をいう。）及び社会福祉協議会が設置する福祉委員をいう。

（7） 社会資源　福祉ニーズを充足するために活用される施設、機関、個人、集団、資金、法律、知識、技能等の総称をいう。

（8） 市民その他地域福祉の推進に関わるもの　市民、市、事業者、社会福祉協議会、ボランティア、福祉活動を行う者等生活課題の解決に向けて必要な支援その他地域福祉の推進に関する活動を行うものをいう。

（9） 生活課題　地域生活において、生活しづらいと感じる日常生活上の課題又は地域全体の問題として地域住民同士で支え合う必要のある課題をいう。

(10) 協働　市民により構成された組織、市、事業者等が、地域福祉の推進に向けて主体性を保ち、特性を生かしながら対等な立場で協力し合って活動することをいう。

(11) 参加　市民が地域福祉の計画及び政策づくりの段階から加わることを含めて参加という。

(12) 市民活動　営利を目的とせず、市民が自主的に行う地域活動又は社会貢献活動をいう。ただし、宗教又は政治に関する活動を除く。

(13) 支え合いエリア　市民その他地域福祉の推進に関わるものが、自らの生活課題を発見し、課題の解決に向けて互いに支え合い、自主的に福祉活動に関わるための一定の生活環境又は生活圏域をいう。

(14) 小地域福祉活動　高齢者の健康教室、サロン活動その他の行政区等の地域性を活かし、地域の福祉向上のために身近なところで行う市民活動をいう。

(15) 災害時要援護者　災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に収集し、自らの身体及び生命を守るために避難することその他の一連の安全な防災行動をとるのに何らかの支援が必要な人をいう。

(16)　まちづくり施設　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、公共輸送車両等の用に供する施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で福岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年福岡県規則第41号。以下「県規則」という。）で定めるものをいう。

第２章　基本理念等

（基本理念）

第３条　筑紫野市における地域福祉は、すべての市民が、住み慣れた地域で、生涯を通し、健康で安心して、自分らしく自立した生活を送れる地域社会をめざし、そのために市民が生活課題に向き合い、その解決に向け、協力して主体的な福祉活動を展開し、市民その他地域福祉の推進に関わるものは自らの役割を果たしながら、相互に連携することにより推進されるものとする。

２　前項の基本理念の実現に当たっては、次に掲げる事項が取り入れられなければならない。

（１）　すべての市民が、地域社会の一員として認められ、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられること。

（２）　すべての市民の個人としての尊厳、自己選択及び自己決定が尊重されること。

（３）　地域に存在する生活課題を一部のものだけで考えるのではなく、地域全体で考え、共に支え合う関係を拡大し、及び強化すること。

（４）　市民その他地域福祉の推進に関わるもの同士が、当該生活課題と情報を共有し、協働して地域福祉を推進すること。

（市民の役割）

第４条　市民は、前条の基本理念に基づき、地域福祉に関する意識を高め、幅広く市民活動に参加し、積極的に地域福祉の推進に努めるものとする。

２　市民は、互いの個性及び価値観を認め合い、尊重し合いながら、主体的に地域の生活課題に取り組み、解決するために協力するよう努めるものとする。

３　市民は、市民その他地域福祉の推進に関わるものと連携し、地域福祉の推進に努めるものとする。

（市の役割）

第５条　市は、第３条の基本理念に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）と連携し、地域福祉の推進に必要な施策を行うものとする。

2　市は、福祉サービスを必要とする市民に対し、当該福祉サービスを総合的に、かつ、適切に提供しなければならない。

3　市は、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）が行う地域福祉活動に対し、互いの支え合いにより解決ができる仕組みを整備することができるよう、必要に応じて支援するとともに、地域福祉活動の基盤整備に努めるものとする。

4　市は、多様な生活課題に対応し、幅広い視点で地域福祉を推進するため、総合的なコミュニティ施策を行うよう努めるものとする。

5　市は、地域福祉の推進に必要な人材の確保、育成及び資質の向上に努めるものとする。

6　市は、地域福祉の推進に必要な法制上及び財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、第３条の基本理念に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるものと連携し、地域福祉の推進に必要な活動に協力するものとする。

2　事業者は、市民その他地域福祉の推進に関わるものに対し、地域福祉の推進に必要な知識及び技術を提供するよう努めるものとする。

3　事業者は、地域福祉の推進に必要な人材の確保、育成及び資質の向上に努めるものとする。

4　事業者は、市民が地域で安心して暮らすために、多様なニーズに応え、福祉サービスの質の向上を図るよう努めなければならない。

（社会福祉協議会の役割）

第７条　社会福祉協議会は、第３条の基本理念及び法第109条の規定に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（社会福祉協議会を除く。）と連携して、積極的に地域福祉の推進に必要な活動を行うものとする。

2　社会福祉協議会は、地域福祉活動を行う個人及び団体に対し、地域福祉の推進に関する情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

3　社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な人材の確保、育成及び資質の向上に努めるものとする。

（福祉活動を行う者の役割）

第８条　福祉活動を行う者は、第３条の基本理念に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるものと連携し、地域の福祉ニーズを把握し、課題の解決に向けて主体的な支援を行うよう努めるものとする。

2　福祉活動を行う者は、地域福祉の中心的な担い手として、互いに連携し、小地域福祉活動をはじめとする市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

第３章　基本計画

（地域福祉計画）

第９条　市は、地域福祉の推進に関する基本計画として、地域福祉計画を策定するものとする。

2　地域福祉計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）　地域福祉の推進に関する基本理念及び施策の大綱

（2）　前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項

3　地域福祉計画は、市民その他地域福祉の推進に関わるものの地域福祉に関する総合計画として策定するものとする。

4　市は、地域福祉計画の策定に当たっては、企画及び立案段階から市民の参加により策定するとともに、筑紫野市地域福祉計画等推進委員会の意見を聴かなければならない。

5　市は、地域福祉計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

6　前２項の規定は、地域福祉計画の変更について準用する。

第４章　地域福祉を推進するための仕組み

（支え合いエリアの設定）

第10条　市は、市民が日常的な生活圏のなかで福祉活動に自主的に関わることができる仕組みとして、支え合いエリアを設定するものとする。

（相談及びサービス提供体制）

第11条　市は、福祉サービスを総合的に提供するため、総合的な相談及び福祉サービス提供体制の整備に努めるものとする。

2　市は、市民その他生活課題を抱えるものからの総合的な相談に応じるため、専門職の育成及び配置を行うよう努めるものとする。

3　市は、福祉サービスを必要とする者が適切に当該福祉サービスを受給することができるよう、そのための支援体制を整備するよう努めるものとする。

（情報の提供及び共有）

第12条　市は、福祉に関する情報をあらゆる市民が収集し、活用することができるよう、分かりやすく適切な内容及び方法で情報を提供しなければならない。

2　支え合いエリアにおいて生活課題を解決するために必要な支援を行うものは、必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報を共有し、活用することができるよう努めるものとする。

3　前項の規定の実施に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（ボランティア活動の推進）

第13条　市民その他地域福祉の推進に関わるものは、自らの能力を活かし、主体的にボランティア活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2　市及び社会福祉協議会は、ボランティア及びボランティアによる支援を必要とする者の両者が、迅速かつ適切に結び付けられるよう、ボランティア活動の提供体制を整備するものとする。

3　市及び社会福祉協議会は、ボランティアがその意欲及び能力を十分に発揮して、積極的なボランティア活動を行えるよう、ボランティア活動に関する情報の提供、助言、育成その他必要な支援を行うものとする。

（地域福祉ネットワーク）

第14条　市民その他地域福祉の推進に関わるものは、生活課題を抱える者に対し、必要に応じて適切な支援を行えるよう、互いに協力し、支え合いエリアに応じて、支援体制を構築するものとする。

2　市民その他地域福祉の推進に関わるものは、前項の支援体制において、生活課題の発見から相談、支援までの包括的な問題に対応するため、個別に支援のための会議を設置するものとする。

（市民活動の推進）

第15条　市民は、市民その他地域福祉の推進に関わるものと協力し、地域の実情に合わせ、小地域福祉活動等の地域の福祉向上を目的とした市民活動を行うよう努めるものとする。

2　市、事業者及び社会福祉協議会は、前項の市民活動が推進されるよう、情報及び技術の提供、相談、助言その他必要な支援を行うものとする。

第５章　福祉サービスの充実

（高齢者福祉の充実）

第16条　市は、第３条の基本理念に基づき、すべての高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

（障害者福祉の充実）

第17条　市は、第３条の基本理念に基づき、すべての障害者が生涯を通して安心して暮らし続けることができるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

（子育て支援の充実）

第18条　市は、第３条の基本理念に基づき、すべての子どもが安心して心身ともに健やかに成長することができるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

（健康づくりの推進）

第19条　市は、第３条の基本理念に基づき、すべての市民が健康でやすらぎのある生活を送れるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

（総合的な福祉サービスの充実）

第20条　市は、前４条の福祉サービスが、市民一人一人の環境及び必要に応じ、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）との協働により生涯にわたって総合的に提供されるよう努めるものとする。

（福祉サービスの利用支援）

第21条　市は、一人では福祉サービスを受けることが困難な市民に対し、必要な福祉サービスを受けられるよう、福祉サービスの利用支援の体制を確立するものとする。

（他分野との連携）

第22条　市は、人権、防犯、防災、教育、文化、就業支援その他多様な生活課題に対応するため、様々な分野の事業と連携し、地域福祉を推進しなければならない。

（住環境の整備の推進）

第23条　市は、市民が住み慣れた地域の中で、安全で快適に居住し、暮らし続けることができるよう、必要に応じて身体的な生活困難性に配慮した住環境の整備を推進するとともに、そのための必要な助成その他の支援に努めるものとする。

第６章　福祉意識の醸成等

（福祉意識の醸成等）

第24条　市は、市民とともに、乳幼児期から生涯にわたって、互いの個性等を認め合い、理解しながら共に生きる力を育むことができるよう、人権の尊重を基本として、福祉意識の醸成に努めるものとする。

２　市及び社会福祉協議会は、市民が生活課題に自ら気付き、支え合いながら解決に向けて取り組むことができるよう、地域福祉の理念を広めるものとする。

（福祉交流）

第25条　市は、前条に掲げる福祉意識の醸成等のため、市民が互いに交流し、及び学び合える機会の確保その他の必要な施策を行うよう努めるものとする。

（福祉を担う人材の育成及び活用）

第26条　市、事業者等は、地域福祉を担うボランティア及び専門職等の人材を育成するよう努めるものとする。

２　市及び社会福祉協議会は、地域福祉を総合的に調整（生活課題の集積及び分析を行い、当該生活課題解決のために社会資源の調整、支援のためのネットワーク化、福祉活動の開発その他の必要な活動を行うことをいう。）する人材を育成し、当該人材を地域に配置するよう努めるものとする。

第７章　災害時要援護者に対する支援

（災害時要援護者に対する支援）

第27条　市は、災害時要援護者の生命及び身体の安全を確保するため、関係機関等と連携し、災害時において、必要な支援を行わなければならない。

２　市は、平常時から、災害時要援護者の情報を的確に把握し、支援するための体制及び方法を整備するよう努めるものとする。

（地域の協力体制の整備）

第28条　市民は、地域において、災害時その他緊急の場合に互いに助け合うことができる体制を整備し、協力するよう努めるものとする。

２　市は、前項の協力体制の整備が進むよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

第８章　まちづくり施設の整備

（まちづくり施設の整備）

第29条　市がまちづくり施設（物品販売業を営む店舗その他市の施策及び事業に関連のないものを除く。）を整備するときは、福岡県福祉のまちづくり条例（平成10年福岡県条例第４号。以下「県条例」という。）及び県規則並びに筑紫野市福祉環境整備指針で定める整備基準に適合させ、だれもが安全かつ快適に利用することができるように配慮した管理運営を行わなければならない。

２　市がまちづくり施設を整備するときは、県条例及び県規則に規定する望ましい基準に適合させるよう努めるものとする。

３　まちづくり施設を整備しようとする者は、県条例及び県規則に基づき施設を整備するとともに、望ましい基準に適合させるよう努めるものとする。

４　市は、まちづくり施設を整備しようとする者に対し、望ましい基準に適合させるよう周知に努めるものとする。

第９章　筑紫野市地域福祉計画等推進委員会

（設置）

第30条　地域福祉の推進を図るため、地方自治法第138条の４第３項に規定する附属機関として、筑紫野市地域福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第31条　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項についての調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

（１）　筑紫野市地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項

（２）　計画の進行管理及び見直しに関する事項

（３）　その他地域福祉の推進に必要と認められる事項

（組織）

第32条　委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

（委員）

第33条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市民

（２）　福祉団体等の代表者

（３） 社会福祉施設の代表者

（４） 住民組織の代表者

（５） 医療機関の代表者

（６） 識見を有する者

（７） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第34条　委員の任期は、２年とする。ただし、任期中であってもその本来の職又は資格を失ったときは、委員の職を失うものとする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第35条　委員会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第36条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（作業部会）

第37条　第31条に掲げる所掌事務の事前調査、課題の調査研究、計画素案の検討その他必要な作業を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

２　作業部会の部会員は、委員のうちから会長が選任する。

３　作業部会に部会長を置き、作業部会に属する委員のうちから会長が指名する。

４　作業部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

５　部会長は、作業部会で検討を行った事項について、委員会に報告しなければならない。

（意見の聴取等）

第38条　委員会及び作業部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（報酬及び費用弁償）

第39条　委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和30年筑紫野市条例第22号）で定めるところにより報酬を支給する。

２　委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例（平成３年筑紫野市条例第37号）で定めるところにより費用弁償を支給する。

（庶務）

第40条　委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において行う。

（委任）

第41条　この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第10章　雑則

（委任）

第42条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

（筑紫野市地域福祉計画等推進委員会設置条例の廃止）

２　筑紫野市地域福祉計画等推進委員会設置条例（平成20年筑紫野市条例第35号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現に策定され、運用されている筑紫野市地域福祉計画については、この条例に基づき策定されたものとみなす。

４　この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の筑紫野市地域福祉計画等推進委員会設置条例第１条の規定により設置された筑紫野市地域福祉計画等推進委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第９章の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第34条第１項の規定にかかわらず、施行の日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

６．用語の解説

［あ行］

アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず、必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

Social Networking Service の略で、インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。プロフィールや写真の公開、メッセージの送受信、友達検索などの機能がある。
（例）：「LINE（ライン）」、「Facebook（フェイスブック）」、「Instagram（インスタグラム）」「X（旧 Twitter）」等。

NPO（非営利団体）

Not-for-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、様々な分野において社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

［か行］

協力雇用主

犯罪をした者などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主のこと。

刑法犯

「刑法」等の法律に基づいて処罰される犯罪を意味する。代表例は、他人に財産的な損害を与える窃盗・詐欺・横領などや、他人の生命・身体を害する殺人・傷害などがある。

権利擁護

福祉サービス利用者の持つ権利性を明確にしていくとともに、権利侵害の予防、防止、侵害された権利の救済、解決を支援する活動。

［さ行］

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。近年では、大規模災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されている。

運営は、被災した地域の社会福祉協議会や日頃からボランティア活動に関わっている人、ＮＰＯ法人などが協働して担うことが多い。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決したりするために活用される個人、集団や施設、機関だけでなく、資金、法律、知識や技術などを含めた総称。

社会福祉法

わが国における社会福祉を目的とする事業の基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に分けられる。また、社会福祉事業の他、公益事業及び収益事業を行うことができる。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

小地域福祉活動

一般的に「住民の顔が見える」日常生活圏域を基礎に行われる住民の様々な福祉活動の総称。地域の福祉課題解決のため、ご近所の見守りや声掛け、支えあい活動などをいう。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

［た行］

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置している機関。

DV（ドメスティックバイオレンス）

Domestic Violence の略で、明確な定義はないが、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。

［な行］

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。

認知件数

警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数のこと。

［は行］

パブリックコメント

市が行う重要な政策、条例、計画等の策定にあたり、その目的や内容等を広く市民に公表し、市民から出された意見を考慮して意思決定をするとともに、市民からの意見に対する市の考え方を明らかにする一連の手続きのこと。

福祉委員

地域の中で、高齢者、障がい者（児）、子育て中の親子等で支援を必要とする本人や家族に対して、隣近所に住む者として良き相談相手となるとともに、民生委員・児童委員や自治会、老人クラブ、ボランティア団体等と連携を取りつつ、「福祉のまちづくり」を進めていく地域福祉の推進役。

福祉教育

社会福祉問題を学習テーマにしたり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人との関わりについて考えるきっかけとなることをめざした教育のこと。

福祉避難所

要配慮者（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のこと。

保護司

保護司は、保護司法・更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする。

ボランティアセンター

ボランティアの活動拠点であり、ボランティア活動に関する相談窓口。ボランティアによる支援を受けたい人や団体とボランティア活動をしたい人をつなぐ役割も担っている。

［ま行］

民生委員・児童委員

民生委員法、児童福祉法に基づき各市町村に設置され、厚生労働大臣より委嘱が行われる地域の身近な相談役。住民が生活上の悩みを抱え、誰かに相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなど、常に住民の立場に立って相談を受け、必要に応じて行政等の支援機関につなぐ役割を担う。

［や行］

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている、18 歳未満の子どもをいう。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。対象となる児童は、虐待を受けた児童や非行児童である。

要介護等認定者

介護保険制度における要介護または要支援の認定を受けた人。

本市全域とコミュニティなどの位置関係図

第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画
発　行　　福岡県　筑紫野市

筑紫野市　健康福祉部　生活福祉課
〒818-8686　福岡県筑紫野市石崎一丁目１番１号
TEL：092-923-1111 / FAX：092-923-5230

筑紫野市社会福祉協議会
〒818-0013　福岡県筑紫野市岡田三丁目 11 番地１
筑紫野市総合保健福祉センター（カミーリヤ）内
TEL：092-920-8008 / FAX：092-920-8033

【表紙、左上から】
① 地域福祉サポーター養成講座（ガイドボランティアみちしるべ）、② 地域福祉計画市民ワークショップ（二日市東コミュニティ）、③ 東新町シニアサロン、④ 子育てサロン連絡会、⑤ 岡田たんぽぽの会、⑥ 学校における福祉教育（筑紫野市手話の会）